数料の額は、栽培試験一回につき次に掲げる額の合計額とする。この場合において、別表第三の三の上欄に掲げる農林水産植物の区分に属する品種について、同表の中欄に掲げる特別な調査を要する重要な形質に係る特性のみを栽培試験により調査するときは、第一号の額を、当該合計額から控除する。

一　別表第三の一の上欄に掲げる農林水産植物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

二　別表第三の三の上欄に掲げる農林水産植物の区分に属する品種について、同表の中欄に掲げる特別な調査を要する重要な形質に係る特性を栽培試験により調査する場合には、同表の上欄に掲げる農林水産植物の区分及び同表の中欄に掲げる当該重要な形質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の特性を調査する場合にあっては、その合計額）

3　前条第四項の規定による追加の栽培試験を行う場合における前項の規定の適用については、別表第三の二の下欄中「五年」とあるのは「一年」と、「四年」とあるのは「一年」と、「三年」とあるのは「一年」と、「二年」とあるのは「一年」とする。

4　法第十五条の三第一項の規定により国に納付する手数料は別記様式第六号の三による手数料納付書に収入印紙を貼付して納付し、同項の規定により研究機構に納付する手数料は研究機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

5　別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の区分に属する品種（上記以外の区分の項に属する品種は除く。）に係る法第十五条の三第一項の規定により国に納付する手数料は手数料の額の計算の基礎となる各年ごとに、納付することができる。

6　法第十五条の三第二項の規定により手数料の額を通知する場合には、併せて、納付期限及び納付方法を通知するものとする。

（意見書の様式）

第十二条　法第十七条第三項の意見書は、別記様式第七号により作成しなければならない。

（審査特性の訂正請求の手続）

第十二条の二　法第十七条の二第二項の規定による求め（以下「訂正請求」という。）は、同条第一項の規定による通知に係る書面を送付された日から起算して三十日以内に、別記様式第七号の二によりしなければならない。

2　訂正請求には、法第十七条の二第一項の規定により通知された審査特性のうち訂正請求をする特性について、出願者が願書に記載した特性が事実であることを証明する資料を添付しなければならない。

（審査特性の訂正に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等）

第十二条の三　法第十七条の二第六項において準用する現地調査又は栽培試験は、前条第二項の審査特性のうち訂正請求がされた特性について調査するものとする。

2　研究機構は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第十七条の二第六項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3　法第十七条の二第六項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第七号の三によりしなければならない。

4　第十一条の三の規定は、法第十七条の二第三項の規定による調査に係る手数料について準用する。

（品種登録に係る公示事項）

第十三条　法第十八条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（意見書の様式）

第十二条　法第十七条第二項の意見書は、別記様式第七号により作成しなければならない。

（新設）

（新設）

（品種登録に係る公示事項）

第十三条　法第十八条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　品種登録の番号及び年月日

二　登録品種の属する農林水産植物の種類

三　登録品種の名称